

横浜市磯子区地区センター及び老人福祉センター横浜市喜楽荘の  
指定管理者の候補者の選定等に関する要綱

制 定 平成 24 年 3 月 30 日 磯地振第 1784 号（区長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市地区センター条例（平成 48 年 6 月 横浜市条例第 46 号。以下「地区センター条例」という。）第 1 条に規定する地区センターのうち磯子区に所在する地区センター及び横浜市老人福祉施設条例（昭和 38 年 12 月 横浜市条例第 43 号。以下「老人福祉施設条例」という。）第 1 条に規定する老人福祉センター横浜市喜楽荘の指定候補者（指定管理者の候補者をいう。以下同じ。）の選定（以下「選定」という。）を適正に実施するための手続等を定める。

2 選定は、公平性及び透明性を確保して実施しなければならない。

（公募による選定）

第 2 条 地区センター条例第 5 条第 3 項及び老人福祉施設条例第 4 条第 3 項の規定に基づく公募は、応募の期間を定め実施する。

2 前項の公募を行った結果、応募の期間内に資格を満たす応募者がなかった場合には、公募要項の再検討等を実施した上で再公募を行うものとする。

3 前項の再公募によっても資格を満たす応募者がなかった場合には、区長は非公募により選定を行うことができる。

4 区長は、地区センター条例第 13 条第 1 項に規定する横浜市磯子区地区センター及び横浜市喜楽荘指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）の意見を尊重して選定を行わなければならない。

5 2 団体以上の応募があった場合には、区長は、委員会の意見を尊重して次点候補者（指定候補者を指定管理者として指定できない事情がある場合において、当該指定できない候補者に代わって指定候補者となるべき者をいう。以下同じ。）の決定を行わなければならない。

（選定基準）

第 3 条 選定は、別に定める選定基準に基づき実施する。

2 選定基準は、条例に定められた施設の設置目的を最も効果的に達成することができるよう定める。

3 区長は、前項の選定基準については、委員会の意見を尊重して定めなければならない。

（申請書等）

第 4 条 指定管理者の指定を受けようとする者は、あらかじめ区長が定める期日までに、横浜市地区センター条例施行規則（平成 15 年 10 月 横浜市規則第 93 号）、横浜市老人福祉施設条例施行規則（昭和 40 年 8 月 横浜市規則第 76 号）及び別に定める提出書類を、区長に提出しなければならない。

2 区長は、必要に応じて、前項の規定により提出を受けた書類の一部又は全部を委員会に提供する。

（選定の公表及び報告）

第 5 条 区長は、選定（次点候補者の決定を含む。）をしたときは、速やかに当該結果を応募団体に通知するとともに、その結果を公表する。

2 区長は、前項の選定に係る指定管理者の指定について議会の議決を受けるために、市民局長へ選定結果を報告する。

(指定管理者の指定に係る手続)

第 6 条 区長は、指定管理者の指定に係る議案が議会において議決されたときは、速やかに指定候補者に対して指定の通知を行うとともに、地区センター条例第 6 条及び老人福祉施設条例第 5 条の規定に基づき、公告を行うものとする。

2 指定管理者に指定された者と区長は、指定管理業務に関する協定を締結する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(要綱の廃止)

2 横浜市磯子区地区センター等指定管理者の指定及び選定委員会に関する要綱(平成 22 年 5 月 19 日磯地振第 220 号)は廃止する。